

2 委員会の活動実績

2-1 告発事件一覧表

1 告発件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月～ 5年6月	5年7月～ 6年6月	6年7月～ 7年6月	7年7月～ 8年6月	8年7月～ 9年6月	9年7月～ 10年6月
告 発 件 数	1	1	3	1	5	7

2 告発事件の概要一覧表

事件	告発年月日	関係条文	告発事実の概要	検察庁の処分	備 考
1	5.5.21	旧証取法第125条第1項、第2項 同法第27条の23第1項等	① 被告発人A及びBは、共謀の上、仮装売買を行うとともに、日本ユニシス㈱の株価を大幅に引き上げる相場操縦を行った。 ② 被告発人Aは、上記売買取引の過程において発行済株式総数の5%を超える株式を保有するに至ったにもかかわらず、大量保有報告書を提出していなかった。	①につき被告発人2名を平成5年8月16日東京地裁に起訴	6年10月3日 東京地裁 A 懲役2年6月 (執行猶予4年) B 懲役2年 (執行猶予3年) (いずれも確定)
2	6.5.17	旧証取法第197条第1項第1号の2 同法第207条第1項等	被告発人B及びCは、共謀の上、被告発会社Aの業務に関し、架空売上の計上等により、有価証券報告書に虚偽の記載をした貸借対照表等を掲載し、もって重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。	B及びCにつき平成6年6月13日東京地裁に起訴	公判係属中

3	6.10.14	証取法第166条第1項,第2項,第3項 同法第200条第6号	日本商事㈱の業務等に関する重要事実を知った同社管理職社員を含む被告発人32名は,当該重要事実が公表される前に,同社の株式の売り付け(内部者取引)を行った。	25名(告発を受けていない者1名を含む)につき平成6年12月20日大阪地裁等に起訴	6年12月20日 大阪簡裁 24名 罰金 20~50万円 (いずれも確定) 8年5月24日 大阪地裁 1名 罰金 30万円 9年10月24日 大阪高裁 (原判決破棄,大阪地裁へ差戻し)
4	7.2.10	証取法第166条第1項,第2項 同法第207条第1項等	新日本国土工業㈱の業務等に関する重要事実を知った同社の契約締結者である被告発会社A社の役職員B及びC並びに被告発会社D社の代表取締役Eは,当該重要事実が公表される前に,A社及びD社が所有する新日本国土工業㈱の株式の売り付け(内部者取引)を行った。	平成7年3月24日東京簡裁に起訴	7年3月24日 東京簡裁 罰金 A社 50万円 B 50万円 C 20万円 D社 30万円 E 30万円 (いずれも確定)
5	7.6.23	証取法第158条 同法第197条第9号	テーエステー㈱の代表取締役である被告発人は,同社の株式の価格を騰貴させるため,虚偽の事実を発表し,もって,有価証券等の相場の変動を図る目的をもって風説を流布した。	平成7年7月26日東京地裁に起訴	8年3月22日 東京地裁 懲役1年4月 (執行猶予3年) (確定)
6	7.12.22	証取法第50条の第3第1項,第2項等 同法第207条第1項等	① A証券㈱は,有価証券の売買等について生じた顧客の損失を補てんし,又は利益に追加するため,自己勘定で行った株式売買取引を顧客からの委託注文を受けて行った株式売買取引に仮装し付け替えることにより,当該顧客に対し財産上の利益を提供した。 ② 一部顧客については,自己がした要求により,財産上の利益を受けた。	平成8年2月14日等東京地裁等に起訴	8年2月19日 東京簡裁 罰金 C 50万円 D 50万円 E 40万円 F 30万円 8年12月24日 東京地裁 A社 罰金1,500万円 B 懲役6月 (執行猶予2年) (いずれも確定)

7	8.8.2	証取法第166条第1項、第2項 同法第200条第6号	日本織物加工(株)の業務に関する重要事実を知った被告発人は、当該重要事実の公表前に、知人名義等で同社株式の買い付け(内部者取引)を行った。	平成8年8月19日東京地裁に起訴	9年7月28日 東京地裁 懲役6月 (執行猶予3年) 追徴金 26,216,295円 9年8月7日 東京高裁に控訴
8	9.1.17	証取法第158条 同法第197条第9号	被告発人は、有価証券の売買のため、かつ相場の変動を図る目的をもって、自ら監修する雑誌「ギャンぶる大帝」の袋とじ株式欄を通じて風説を流布した。	平成9年1月24日東京簡裁に起訴	9年1月30日 東京簡裁 罰金 50万円 (確定)
9	9.4.8	証取法第166条第1項、第3項 同法第207条第1項等	(株)鈴丹の業務等に関する重要事実を知った同社の代表取締役会長である被告発人Aらは、当該重要事実の公表前に同社株式の売り付け(内部者取引)を行った。	平成9年5月1日名古屋地裁等に起訴(告発を受けていない者1名を含む)	9年5月1日 名古屋簡裁 B 罰金50万円 C " D " E社 " ほか1名 " 9年9月30日 名古屋地裁 A 懲役6月 (執行猶予3年) (いずれも確定)
10	9.4.25	証取法第166条第1項、第3項 同法第200条第6号 同法第207条第1項第3号	シントム(株)の業務に関する重要事実を知った被告発人Aは、当該重要事実の公表前に自らが代表取締役を務める被告発会社B社ほか2社の業務に関して、シントム株式を買い付ける(内部者取引)などした。	平成9年5月21日東京簡裁に起訴	9年5月27日 東京簡裁 A 罰金30万円 B社 " ほか2社 罰金30万円 (いずれも確定)
11	9.5.13	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等	A証券(株)は、有価証券等の売買について生じた顧客の損失を補てんするため、役員等の関与により、自己の勘定で行った株式買付取引を当該顧客から委託を受けて行った買付取引であるかのように仮装し付け替えるなどして、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人等4名につき平成9年6月4日東京地裁に起訴	公判係属中

12	9.9.17	証取法第50条の3第1項, 第2項 同法第207条第1項等	山一証券(株)は、役員等の関与により、有価証券等の売買について生じた顧客の損失を補てんし又は利益に追加するため、自己の売買で既に利益が確定している海外先物取引を当該顧客から委託を受けて行った売買であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人等8名につき平成9年10月8日等東京地裁に起訴	公判係属中
13	9.10.21	証取法第50条の3第1項, 第2項 同法第207条第1項等	日興証券(株)は、役員等の関与により、有価証券の売買について生じた顧客の損失を補てんするため、自己の勘定で行った株式買付取引を、株価が上昇した後に、当該顧客から委託を受けて行った取引であるかのように仮装し付け替えるなどして、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人等5名につき平成9年11月11日等東京地裁に起訴	公判係属中
14	9.10.23	証取法第50条の3第1項 同法第207条第1項等	山一証券(株)は、役員等の関与により、有価証券等の売買について生じた顧客の損失を補てんするため、自己の売買で既に利益が確定している海外先物取引を当該顧客が売買したように仮装し付け替えて、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人7名につき平成9年11月12日等東京地裁に起訴	公判係属中
15	9.10.28	証取法第50条の3第1項, 第2項 同法第207条第1項等	大和証券(株)は、職員の関与により、有価証券の売買について生じた顧客の損失を補てんするため、自己の勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った取引であるかのように仮装し付け替えるなどして、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人等7名につき平成9年11月18日等東京地裁に起訴	公判係属中

16	10. 3. 9	証券法第50条の3第1項 同法第207条第1項等	日興証券㈱は、役員等の関与により、有価証券等の売買について生じた顧客の利益に追加するため、自己の勘定で行った株式買付取引を、株価が上昇した後に、当該顧客から委託を受けて行った取引であるかのように仮装し付け替えるなどして、当該顧客に対し財産上の利益を提供した。	被告発法人及び被告発人2名につき平成10年3月10日東京地裁に起訴	公判係属中
17	10. 3. 20	証券法第197条第1号 同法第207条第1項第1号	山一証券㈱は、役員等の関与により、含み損を抱えた有価証券等を簿外処理する方法により、財務諸表において当期未処理損失を過少計上するなど、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した。	被告発人2名につき平成10年3月24日東京地裁に起訴	公判係属中
18	10. 5. 29	証券法第167条第1号、同法施行令第31条 同法第200条第6号	日産自動車㈱の取締役（当時）は、日産自動車㈱が所有していたトーソク㈱の株式を日本電産㈱に売却する株式譲渡契約締結等の業務に従事していたが、当該契約の締結に関し、日本電産㈱がトーソク㈱株式を発行済株式総数の5%以上買い集めるといふ、公開買付けに準ずる行為の実施に関する情報を知り、当該事実の公表前に、トーソク㈱株式を買い付けた。		

(注) 今回から、本公表の対象期間内において起訴された場合は、会社名を記載することとした。

2-2 勧告実施状況一覧表

1 勧告実施件数一覧表

(単位：件)

区 分	4年7月	5年7月	6年7月	7年7月	8年7月	9年7月
	～5年6月	～6年6月	～7年6月	～8年6月	～9年6月	～10年6月
勧告件数	2	13	5	10	11	*40
検査結果に基づく勧告	2	12	5	9	11	36
委員会の行った検査に基づく勧告	1	7	0	2	1	7
財務局等の行った検査に基づく勧告	1	5	5	7	10	29
犯則事件の調査に基づく勧告	0	1	0	1	0	5

※1件の勧告に付き、検査結果・犯則事件調査の双方に基づく勧告である場合、それぞれ計上しているため、合計は一致しない。

2 勧告事案の概要一覧表

(凡例) ◎印は、会社及び役職員が勧告の対象となったもの。

○印は、会社が勧告の対象となったもの。

・印は、役職員が勧告の対象となったもの。

区分欄の(検査)とは、検査結果に基づき勧告を行ったもの。

区分欄の(調査)とは、犯則事件の調査に基づき勧告を行ったもの。

(平成9年7月～10年6月)

一連番号	勧告実施年月日(区分)	勧告の対象となった法令違反等の内容	行政処分等の内容
1	9.7.1 (検査)	<p>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>立花証券の本店第三営業部付営業部長は、株式委託手数料収入の増加及び自己の利益追求を目的として、昭和61年3月から平成9年1月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数約1,062回、売買株数約132万株)。</p>	外務員に対する処分 職務停止(4か月間)

2	9.7.4 (検査)	<p>◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>◎ 損失を負担することを約して勧誘する行為</p> <p>1. 内藤証券の取締役支店長は、</p> <p>(1) 特定銘柄の上場株券について顧客から損切りの申し出があったにもかかわらず、同銘柄は有力仕手筋がまだ売りに出していないとの情報を得ていたことから、もう一度買いが入るとの強い見通しがあったので、平成3年10月4日、当該有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して当該有価証券について生じた損失の全部を負担することを約して勧誘を行った。</p> <p>(2) 特定銘柄の株券の価格が値下がり続け、信用決済による損金が発生したので、平成4年4月2日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の全部を補てんするため、当該顧客に対し、自己の有する金銭債権を放棄し、及び自己資金を当該顧客口座に入金する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約680万円）。</p> <p>(3) 平成4年12月10日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、自己の有する金銭債権を放棄する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約84万円）。</p> <p>2. 内藤証券の支店営業員は、多額の損失が発生し、顧客から損失補てん要求が出るようになったため、平成4年1月16日、有価証券の売買その他の取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、自己資金を当該顧客口座に入金する方法で、財産上の利益を提供した（補てん額約45万円）。</p>	<p>会社に対する処分 支店の一部の業務について業務停止1日</p> <p>外務員に対する処分 取締役支店長 職務停止（6か月間） 支店営業員 職務停止（3か月間）</p>
---	---------------	--	--

3	9.7.4 (検査)	<p>○ 向い呑み及び呑行為</p> <p>アーク証券は、平成7年4月26日に、特定銘柄の上場株券について複数の顧客に買付を勧誘して断られたにもかかわらず、寄付後に上昇が見込めると判断し見込み買付けを行った。その後、勧誘に応じた顧客から受けた買付の委託注文を有価証券市場に発注することなく、自己が直接に当該株券の売買における顧客の相手方となっているものが認められた。</p> <p>◎ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>アーク証券の支店歩合外務員は、売り買いのタイミングをはずすことなく注文の執行を行うため、平成5年3月から9年1月までの間、特定顧客の株式の売買取引及び有価証券オプション取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別（有価証券オプション取引にあってはオプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別とする。以下同じ。）、銘柄、数及び価格（有価証券オプション取引にあっては対価の額とする。以下同じ。）の全て又は一部について定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した（売買回数1,524回、売買数量株式約210万株ほか）。</p> <p>また、同証券の他の歩合外務員についても同様の理由から、7年6月から9年1月までの間、複数顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄及び数については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を多数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した（売買回数245回、売買株数434千株）。</p>	<p>会社に対する処分 本店の一部の業務 について業務停止 1日 支店の一部の業務 について業務停止 2日</p> <p>外務員に対する処分 支店歩合外務員 職務停止（3か 月間） 支店歩合外務員 職務停止（2週 間）</p>
---	---------------	---	---

4

9.7.15
(調査)

◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為

野村証券は、代表取締役社長を含む当時の役員員の関与により、有価証券の売買その他の取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客に対し、

(1) 平成7年1月から同年6月までの間5回にわたり、野村証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約4,750万円相当の財産上の利益を提供し

(2) 平成7年3月、野村証券がその自己勘定で保有していたワラントの価格が上昇基調であったことから、当該ワラントを当該顧客が上昇前の価格で買い付けたかのように仮装した後、直ちに当該顧客から同社の自己勘定で買い戻す方法で、約220万円相当の財産上の利益を提供し

(3) 平成7年3月、3億2,000万円の現金を供与することにより、同額の財産上の利益を提供したものである。

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

野村証券は、顧客の有価証券の売買取引の受託につき、平成元年2月から同8年7月までの間、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結した上で、取引を受託、執行した。

○ 内部管理上の問題

上記のような法令違反行為が行われた背景として、野村証券の内部管理に関連し、以下のような問題が認められた。

会社に対する処分

- ・株式等に係る自己売買業務の停止（9.8.6から9.12.31までの間）
- ・全部店の業務のうち、株式等に係るすべての業務の停止（9.8.6から9.8.12までの間）
- ・本店第一企業部の業務のうち、有価証券の売買等に係る受託業務の停止（9.8.6から9.12.5までの間）
- ・本店の業務のうち、有価証券の売買等に係る受託業務の停止（9.8.6から9.9.5までの間）
- ・公共債の引受け及び入札への参加の禁止（9.8.6から9.12.31までの間）

外務員に対する処分

外務員 3名
登録取消

	<p>(1) 本件損失補てん及び取引一任勘定取引の実行に当たり、複数の部署の役職員が委託注文伝票を操作するなどの不適正な行為に関与していた。</p> <p>(2) 取引一任勘定取引が長期にわたり頻繁に行われていたにもかかわらず、関係各部門の管理責任者及び営業責任者による実態の適切な把握、及び顧客管理に関する適切な指導・監督が行われていなかった。また法令・諸規則の遵守状況を管理すべき業務管理本部において適切な措置が講じられていなかった。</p> <p>(3) 証券取引等監視委員会の調査への対応に当たって、本来自ら事実関係の解明に当たるべき売買管理部門の担当者等が、委員会の調査に対する対策を講じるため、複数部門の役職員の参加する会議を開き口裏合わせをするなど、組織的に法令違反行為の実態の解明を困難にするような工作を行っていた。</p> <p>このように、これらの不適正な行為等に関与した野村証券の役職員には法令・諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、野村証券の内部管理体制には重大な不備があったと認められる。</p>	
5	<p>9.10.3 (検査)</p> <p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>三栄証券の支店営業課長は、自らの営業成績の向上と顧客である実妹の資産拡大のために、平成4年4月30日、特定顧客との間で、株式等の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全てについて、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を、また、平成8年9月27日、同顧客との間で、株価指数オプション取引の受託につき、オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別、銘柄、数及び対価の額の全てについて、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を、それぞれ締結した上で、株式等の売買取引については、</p>	<p>外務員に対する処分 職務停止（3か月間）</p>

		平成4年4月30日から、また、株価指数オプション取引については、平成8年10月3日から、いずれも同9年5月30日までの間、取引を受託、執行した(売買回数1,491回、売買数量 株式約519万株ほか)。	
6	9.10.3 (検査)	<p>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>日産証券の支店長は、自己の利益追求及び営業成績の向上を図るため、平成元年1月から同9年5月までの間、また、同証券の本店投資相談部歩合外務員は、平成5年4月から同9年5月までの間、それぞれ顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った(売買回数378回、売買株数約146万株)。</p>	外務員に対する処分 職務停止(3週間)
7	9.10.31 (検査)	<p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>千代田証券の支店歩合外務員は、同一日の乗換売買について、場の状況を見ながらタイミングよく価格、数量を決め売買注文を執行するため、平成8年2月28日から同年6月19日までの間、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、同期間、取引を受託、執行した(売買回数17回、売買株数48千株)。</p>	外務員に対する処分 職務停止(2週間)
8	9.12.10 (調査)	<p>◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>日興証券は、代表取締役社長を含む当時の役員との関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため、当該顧客に対し、 (1) 平成6年3月から同年6月までの間、5回にわたり、日興証券がその自己勘定で保有し</p>	会社に対する処分 ・ 株式等に係る自己売買業務の停止(9.12.25から10.3.4までの間)

ていたワラントの価格が上昇基調であったことから、当該ワラントを当該顧客が上昇前の価格で買い付けたかのように仮装した後、直ちに当該顧客から同社の自己勘定で買い戻す方法で、合計約1,450万円相当の財産上の利益を提供し

(2) 平成6年6月、日興証券がその自己勘定で行ったワラント買付取引を、当該顧客から委託を受けて行ったワラント買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、約90万円相当の財産上の利益を提供し

(3) 平成7年1月から同年12月までの間、11回にわたり、日興証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約1,410万円相当の財産上の利益を提供したものである。

- ・支店の一部の業務について業務停止（9.12.25から10.3.4までの間）
- ・公共債の引受け及び入札への参加の禁止（9.12.25から10.3.4までの間）

外務員に対する処分
外務員 3名
登録取消

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

日興証券は、上記顧客の有価証券の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結した上で、二口座で、それぞれ、平成4年9月から同7年10月まで、また平成6年8月から同8年7月までの間、取引を受託、執行した。

○ 内部管理上の問題

上記のような法令違反行為が行われた背景として、日興証券の内部管理に関連し、以下のような問題が認められた。

(1) 法令・諸規則の遵守を徹底させるべき立場の内部管理統括責任者自身が上記のような法令違反行為に関与していた。また、内部管理責任者の日常的なチェックや業務管理部門の

		<p>社内監査は表面的なものに止まるなど、社内のチェック体制は実質的に機能していなかった。</p> <p>(2) いわゆる総会屋への対応を担当する総務部の職員は、在職中のみならず同社を退職した後も、上記のような法令に違反する取引について自ら口座開設の手続きを行い、運用を指示していたが、内部管理が及ばない例外的な存在となっていた。</p> <p>(3) 株式取引の注文内容の社内コンピューターへの記録について、当初自己取引として入力したものは、自己取引あるいは委託取引の区別を含め約定成立後に確定させる仕組みとなっていたが、このようなシステムを意図的に利用して自己取引から委託取引への付け替えを行うなど、コンピューターシステムの不適正な運用がなされていた。</p> <p>このように、これらの法令違反行為等に関与した日興証券の役職員には法令・諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、日興証券の内部管理体制には重大な不備があったと認められる。</p>	
9	9.12.10 (調査)	<p>◎ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為</p> <p>大和証券は、代表取締役副社長を含む当時の役職員の関与により、有価証券の売買につき、当該有価証券について生じた顧客の損失を補てんするため、当該顧客に対し、</p> <p>(1) 平成4年11月から同7年12月までの間、107回にわたり、大和証券がその自己勘定で行った株式買付取引を、当該顧客から委託を受けて行った株式買付取引であるかのように仮装し付け替えて、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約3億1,820万円相当の財産上の利益を提供し</p> <p>(2) 平成7年1月から同年12月までの間、12回にわたり、大和証券がその自己勘定で売買を行い既に利益が確定している株式取引を、当該顧客から委託を受けて行った売買であるか</p>	<p>会社に対する処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式等に係る自己売買業務の停止（9.12.25から10.4.24までの間） ・本店営業部、投資相談部の業務のうち、有価証券の売買等に係る受託業務の停止（9.12.25から10.4.24までの間） ・公共債の引受け

のように仮装し付け替え、当該顧客の取引勘定に帰属させる方法で、合計約3,660万円相当の財産上の利益を提供したものである。

及び入札への参加の禁止（9.12.25から10.4.24までの間）

○ 取引一任勘定取引の契約の締結

大和証券は、上記顧客の有価証券の売買取引の受託につき、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで、売買の別、銘柄、数及び価格について定めることができる旨の契約を締結した上で、二口座で、それぞれ、平成4年9月から同8年5月まで、また、平成6年1月から同8年6月までの間、取引を受託、執行した。

外務員に対する処分
外務員 5名
登録取消

○ 内部管理上の問題

上記のような法令違反行為が行われた背景として、大和証券の内部管理に関連し、以下のような問題が認められた。

- (1) 法令・諸規則の遵守を徹底させるべき立場の内部管理統括責任者自身が上記のような法令違反行為に当初より深く関与していた。また、法令違反行為が長期にわたり頻繁に行われており、本店営業投資相談部等における種々の不自然な状況をその内部管理部门が把握していたにもかかわらず、このような行為に対する厳正な対処がなされなかった。
- (2) 株式の自己取引から委託取引への付け替えを行うため、一部の自己取引について、発注後速やかに行うべき注文内容の社内コンピュータへの入力を意図的に留保し、市場取引の終了後に委託取引として入力を行うという不適正な処理がなされていた。
- (3) 証券取引等監視委員会の調査に対して、内部管理統括責任者が自ら指揮して口裏合わせをするなど、組織的に真実を明らかにすることを拒む姿勢を取り、実態の解明を困難にするような工作を行っていた。

このように、これらの不適正な行為等に関与

		<p>した大和証券の役職員には法令・諸規則の遵守意識が著しく欠如していると認められるとともに、大和証券の内部管理体制には重大な不備があったと認められる。</p>	
10	9.12.16 (検査)	<p>・ 投機的利益の追求を目的とした有価証券の売買</p> <p>松井証券の個人営業グループ営業第2センター営業員は、社員口座に比べて便利であることなどから、顧客（高校の同級生）の口座を利用して、平成7年3月から同9年10月までの間、顧客の口座を使用して、自己の計算に基づく株式の売買を多数回にわたり行った（売買回数621回、売買株数約296万株）。</p>	外務員に対する処分 未定
11	9.12.16 (検査)	<p>・ 取引一任勘定取引の契約の締結</p> <p>借成証券の本店法人営業部付部長は、顧客から利益が出た場合や損失が拡大しそうな場合には一任すると言われたことから、自らの営業成績の向上を図るため、特定顧客の株式の売買取引の受託につき、</p> <p>(1) 買付けについては、平成8年4月9日から同年5月21日にかけて、売買の別及び銘柄については顧客の個別の取引ごとの同意を得るものの、数及び価格については顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を複数回にわたり締結した上で、取引を受託、執行した（売買回数3回、売買株数12千株）。</p> <p>(2) 売付けについては、平成7年12月14日、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年12月15日から同9年6月27日までの間、取引を受託、執行した（売買回数37回、売買株数65千株）。</p>	外務員に対する処分 未定

12	9.12.19 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>藍澤証券の支店歩合外務員は、顧客から、知人で同外務員の顧客でもある者と同調した売買を行ってほしいと依頼され、平成7年11月初旬、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年11月頃から同8年6月頃までの間、取引を受託、執行した（売買回数30回、売買株数約6万株）。</p>	外務員に対する処分 未 定
13	9.12.19 (検査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失を補てんするため財産上の利益を提供する行為 <p>室清証券の第一営業部営業二課課長は、顧客対し提案した銘柄の取引に関し発生した損失について、顧客の再三にわたる損失補てんの要求に対し、平成5年5月17日に、有価証券の売買取引につき、当該有価証券について生じた顧客の損失の一部を補てんするため、当該顧客の指定する銀行口座に現金を入金する方法により、財産上の利益を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引一任勘定取引の契約の締結 <p>室清証券の第一営業部営業二課主任は、勧誘した特定銘柄の売買で多額の利益が出て顧客に喜ばれ信頼を得たこと、顧客の仕事柄、指値訂正などの連絡を頻繁に行うのが困難なため顧客から一任の申し入れがあったこと及び自らの営業成績の向上を図るため、平成7年7月15日、顧客2名との間で、株式の売買取引の受託につき、売買の別、銘柄、数及び価格の全部について、顧客の個別の取引ごとの同意を得ないで定めることができることを内容とする契約を締結した上で、平成7年7月17日から同9年5月27日までの間、取引を受託、執行した（売買回数284回、売買株数約34万株）。</p>	外務員に対する処分 未 定